

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を
改正する法律案に対する修正案要綱

- 1 題名を「令和八年度における財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」とする改正規定を設ける。（題名関係）
- 2 令和八年度から令和十二年度までにおける特例公債の発行に係る改正規定について、令和八年度における特例公債の発行に係る改正規定に改める。（新第二条関係）
- 3 特例公債の発行額の抑制に係る規定を削る改正規定を設ける。（第四条関係）
- 4 行財政改革の徹底に係る規定を加える改正規定を削る。（第五条関係）
- 5 その他所要の規定の整備を行う。